



トピックス P2 消費者問題に関する2017年の10大項目

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

美容クリニックで医療脱毛を受けようと思っ ていますが不安です。利用する際の注意点を 知りたいのですが…。

相

談

美容クリニックで医療脱毛を受けようと思っ
ていますが、契約に関するトラブル
や施術による危害が発生していると聞きました。不安なので、医療脱毛を受ける際
に注意すべきことを教えてください。(40代 女性)

回

答

特定商取引法の規制対象に「美容医療」が
加わり、要件^(※1)に該当すれば、特定の美容医
療サービスについてもクーリング・オフ^(※2)
等が可能になりました。身近になりつつあ
る美容医療サービスですが、契約や施術に
よるトラブルを防止するため、美容医療を受ける際には、
次のことに注意しましょう。

- ・クリニックのホームページ等の記載だけで判断せず、
情報を収集しましょう。
- ・書面等で契約内容を確認し、内容を理解し納得できる
まで医師から説明を受けましょう。
- ・即日施術や、本来保険適用となる施術に対し高額な施
術を強く勧める等、問題のある勧誘をするクリニック

とは契約しないようにしま
しょう。

- ・不安に思ったり、トラブルに
なった場合には、早目に最寄り
の消費生活センターにお問
い合わせください。(消費者ホ
ットライン「188」へ)

(※1) サービス提供期間が1カ月を超
え、金額が5万円を超える契約で、
主務省令で定める方法によるもの
(脱毛の場合：光の照射または
針を通じて電気を流すことによる方法)。

(※2) 契約書を受取った日から8日間は無条件で契約解除ができる
制度。



注意喚起!

使い方を誤ると破裂のおそれ

～鍋の季節はカセットボンベの事故に注意～

昨年の4月、宮崎県で花見の最中にカセットボンベが破裂して負傷者が出るという事故があり、大きなニュースとなりました。また最近でも11月に東京都内にあるビルの一室でカセットボンベの破裂事故があり、爆風で窓ガラスが割れ、路上に飛び散った事故も報道されました。カセットボンベの破裂事故は大きな被害が発生するおそれがあります。

平成24年度から平成28年度の5年間にNITE(ナイト)に通知された製品事故情報では、カセットボンベを使用する製品の事故(以降、カセットボンベ使用製品の事故)は136件ありました。中でも一般家庭に広く普及しているカセットこんろによる事故は84件と最も多く、カセットボンベ使用製品の事故全体の約62%を占めています。被害状況をみると、136件のうち、74件(54%)が火災を伴っており、また、死亡事故が1件、重傷事故が5件発生しています。

カセットボンベが過熱するような使い方をしない、装着時にはガスが漏れないよう正しく装着するなど、使い方に注意して事故を未然に防ぎましょう。

加えて、リコール製品による事故も発生しているため、リコール情報を確認してください。

■事故事例

- ・カセットボンベをファンヒーターの温風吹出口付近に置いていたため、破裂し、使用者がやけどを負った。
- ・カセットこんろをIH調理器の上に置いた状態で、誤ってIH調理器を作動させたため、カセットボンベが加熱され破裂し、使用者が軽傷を負った。

■カセットボンベ使用製品の事故を防ぐポイント

- ・カセットボンベは機器に正しく装着する。
- ・カセットボンベが異常に熱くなるような使い方はしない。
- ・古くなった製品の部品劣化、破損、緩みなどに注意する。
- ・最後まで使い切ってから廃棄する。
- ・室内に保管する。
- ・お手持ちの製品がリコール対象かどうか確認する。



詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<http://www.nite.go.jp/data/000088260.pdf>

消費者問題に関する2017年の10大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

2017年は、還付金詐欺や訪問購入などで高齢者をターゲットにした悪質な勧誘、仮想通貨や格安スマホなどの新たな分野の相談が多く寄せられた年となりました。

- ◆狙われる高齢者 「還付金詐欺」、「訪問購入」での相談目立つ
- ◆依然として多い「定期購入」トラブル 20歳未満でも多くみられる
- ◆仮想通貨の利用広がる 「必ず儲かる」と勧誘されて購入するもトラブルに
- ◆情報通信の多様化 格安スマホなどの相談も
- ◆子どもの事故 加熱式たばこの誤飲、宅配ボックスに閉じ込めなどが発生
- ◆「プエラリア・ミリフィカ」を含む健康食品の危害 若い女性に多発
- ◆格安旅行会社「てるみくらぶ」が経営破綻
- ◆景品表示法による初の課徴金納付命令 品質への信頼揺らぐ企業の不祥事
- ◆改正特定商取引法施行 約120年ぶりとなる民法改正も
- ◆集団的消費者被害回復制度の整備進む 特定適格消費者団体の認定と国民生活センター法の改正

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページ (<http://www.kokusen.go.jp/>) をご覧ください。

アンケート調査「食品ロスを減らしましょう！」の結果について

富山県消費者協会と富山県消費生活研究グループ連絡協議会では、食品ロスに関する消費者の意識や行動を調査し、今後の効果的・具体的な取組みを検討しました。

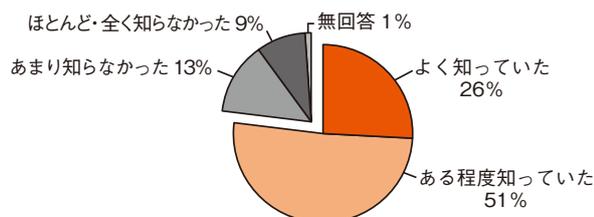
○調査対象：県内在住者2,189人 ○調査期間：平成29年6月下旬～7月下旬

○回収数(率)：1,920人 (87.7%)



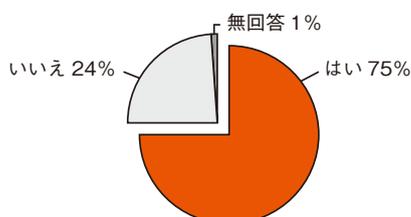
○食品ロスに関する意識について

Q:「食品ロス」が社会的に問題になっていることを知っていましたか。



「よく知っていた」「ある程度知っていた」をあわせると77%である。

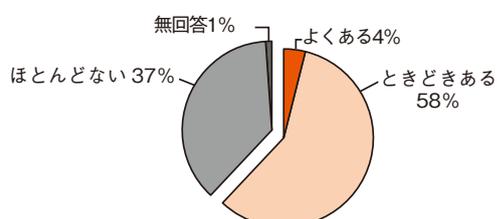
Q:「食品ロス」を意識した行動(買い物、食事作り、食べ残さないなど)をしていますか。



75%が食品ロスを意識した行動をしている。

○食品の廃棄の実態について

Q:購入した食品を捨ててしまうことがありますか。

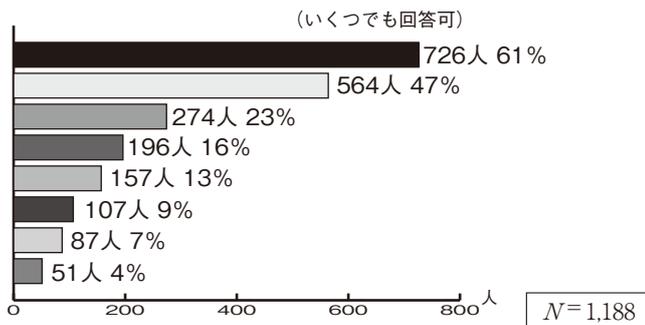


「よくある」「ときどきある」をあわせると62%である。

一方、「ほとんどない」と回答した人も37%いる。

Q：食品を捨てる理由は何ですか。

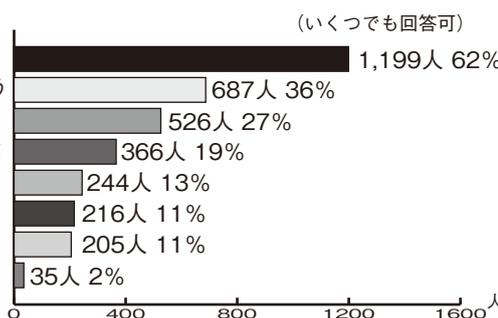
- ・買い過ぎて、消費・賞味期限切れになった
- ・食べきれなかった
- ・時間がなくて調理できなかった
- ・好みに合わなかった
- ・料理を作り過ぎた
- ・葉や皮などの調理方法を知らない
- ・その他
- ・料理の残り物をリメイクする方法を知らない



○買い物行動について

Q：食品ロスを減らすために、買い物をする時に心がけていることは何ですか。

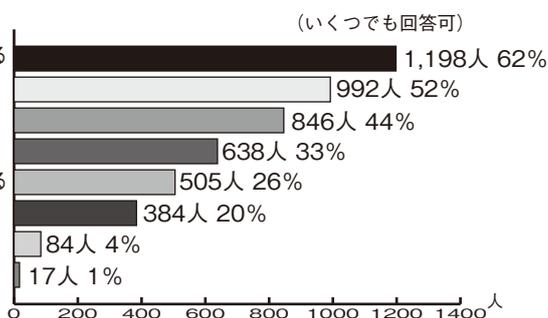
- ・冷蔵庫の中を確認したり、買うものをメモしてから買い物に行く
- ・小分けや少量パックなど、必要な分だけを買う
- ・特売に左右されず、必要なものだけ買う
- ・魚の切り身やカット野菜など廃棄の少ない食材を選ぶ
- ・消費・賞味期限の近いものから買って、早めに使う
- ・惣菜など調理済の食品を買う
- ・特に心がけていることはない
- ・その他



○調理行動について

Q：食品ロスを減らすために、調理をするときに心がけていることはありますか。

- ・食べ残したものは次の日の朝食やお弁当などに利用する
- ・食べきれる分だけ作る
- ・消費・賞味期限の近いものから調理する
- ・食材を使い切る工夫をする
- ・計画的に冷蔵庫・冷凍庫を活用し、食品を適正に管理する
- ・残り物をリメイクして別料理にする
- ・特に心がけていることはない
- ・その他



○外食について

Q：食品ロスを減らすために、飲食店等でどのような取組みが進めばよいと思いますか。

(3つまで回答可)

「小盛りメニューやシニア向けメニューを導入する」(62%)、「余った料理を自己責任で持ち帰れる飲食店を増やす」(52%)、「メニュー表示に量や食材を記載する」(35%)の割合が高い。

○効果的な取組みについて

Q：家庭で食品ロスを減らすために効果的なことは、何だと思いますか。(3つまで回答可)

「食品の正しい保存方法や消費・賞味期限などの知識を学ぶ」(50%)、「家族全体で取り組む」(45%)、「特売に左右されず、必要な食材を必要な量だけ購入する」(43%)の割合が高い。

食品ロス削減には、消費者ひとりひとりが、食品ロス削減への取組みの意思を発信していくことが重要であり、家族みんなが協力して、冷蔵庫内の確認などにより買い過ぎない、買った食品は適切に保存して「使い切る」工夫、「食べ切る」行動が大切です。



訪問購入のトラブルに注意してください！

訪問購入とは、消費者の家を購入業者が訪問し、消費者の貴金属やブランド品などを買取るものです。

以下のような訪問購入のトラブルが見られます

購入前



電話では…
「**いらぬ着物を買う」「査定だけ**」

実際に家に来た時には…
「**指輪やネックレスを売ってくれ**」
と言われた。

❗ **トラブルを避けるために**

- 依頼をしていないにもかかわらず、購入業者が突然家に来て買取りをすることは、法律で禁止されています！
- そのような業者は家に上げないようにしましょう！

購入後



契約後、クーリング・オフを申し入れたら
「**買取りの場合はクーリング・オフできない**」
「**キャンセル料がかかる**」と言われた。

❗ **もし買取りをしてもらった場合**

- 契約書などの書面を受け取ってから**8日間**は
 - ・クーリング・オフ（契約をなかったことにする）
 - ・手元に引き続き置いておくことができます！

呼んでないのに業者が来たときや
強引に品物を買取られたときなどは、電話しましょう

消費者ホットライン（局番なし）



い や や
1 8 8

お近くの消費生活相談窓口を案内します。
(土日祝日も相談できます。)

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（CiCビル内）

…………… ☎076-443-2047

高岡市消費生活センター …… ☎0766-20-1522

魚津市 市民課 …………… ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 …………… ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 …………… ☎076-475-2111（内334）

黒部市消費生活センター …… ☎0765-54-3198

砺波市消費生活センター …… ☎0763-33-1153

小矢部市 生活協働課 …………… ☎0766-67-1760（内735）

南砺市消費生活センター（井波庁舎）… ☎0763-23-2035

射水市消費生活センター………… ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 …………… ☎076-464-1121（内49）

上市町 町民課 …………… ☎076-472-1111（内103）

立山町 住民課 …………… ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 …………… ☎0765-72-1100（内134）

朝日町 住民・子ども課 …………… ☎0765-83-1100（内134）

社会福祉協議会 …………… ☎0765-83-0576

◆消費者ホットライン ☎188（いやや！） ※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00016052.html

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市赤祖父211（高岡総合庁舎5階）

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時